

総合支援資金 生活支援費（特例貸付）のご案内

令和2年9月15日 秋田市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により、日常生活が困難となっている世帯に対して、生活再建までに必要な生活費用を貸付いたします。

【受付は令和2年12月28日まで】

■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

※運転資金、設備資金は、貸付対象外です。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

■貸付上限額 (2人以上の世帯) 月20万円以内
(単身世帯) 月15万円以内

■貸付期間 原則3月以内

■据置期間 最終貸付日から1年以内

■償還期限 据置期間後、10年以内

■貸付利子 無利子

■保証人 不要

■申込みに必要なもの

- (1) 収入の減少が確認できる書類（給料明細、通帳、帳簿書類、離職票など）
※確認できる書類がない場合は、所定の申立書により減少前後の収入を申告していただきます。
- (2) 貸付金の振込先となる通帳またはキャッシュカード
- (3) 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証など）
※外国籍の方の場合は「在留カード（特別永住者証明書）」でも可
- (4) 世帯全員が記載されている住民票（3月以内／マイナンバーの表示がないもの）
- (5) 印鑑（シャチハタ以外）
- (6) その他必要な書類

緊急小口資金（特例貸付）を受けている場合は、貸付決定通知書等の写しを添付することで、すでに提出している「(3) 本人確認書類」および「(4) 住民票」は提出不要です。

※緊急小口資金（特例貸付）の申し込みの際に「(4) 住民票」を提出していない場合は必要となります。

■申込書類の審査および貸付金の送金

お申込みいただいた書類等を秋田県社会福祉協議会において審査し、貸付が決定になった場合に貸付金を指定の口座に振込みます。審査の結果は、貸付決定・不承認に関わらず申込者へ郵送で通知されます。

■申込み・問い合わせ先

秋田市社会福祉協議会 〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番2号
TEL 018-838-6477
FAX 018-863-6068
E-mail kashitsuke@akita-city-shakyo.jp

■特例貸付に関する一般的な問い合わせ先

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

TEL 0120-46-1999 (9:00~21:00/土日・祝日を含む)

■貸付の延長について

総合支援資金 生活支援費（特例貸付）を借りている方で、12月までに貸付期間の3カ月目を迎える世帯が引き続き生活に困窮している場合、生活困窮の相談窓口「自立支援機関」（秋田市福祉総務課 生活支援担当）で支援を受けることを条件に、もう3カ月貸付期間の延長を申し込むことができます。（延長は1回まで）

※参考

資金交付月	延長申請の可否
7月・8月・9月	可能（9月～12月の間に申請）
8月・9月・10月	可能（10月～12月の間に申請）
9月・10月・11月	可能（11月～12月の間に申請）
10月・11月・12月	可能（12月中に申請）
11月・12月・1月	不可 （12月までに3カ月目の資金交付を受けていないため）
12月・1月・2月	
1月・2月・3月	